

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇規則 地方事務所長事務委任等に関する規則

◇訓令 鳥取県地方事務所処務規程

## 規則

地方事務所長事務委任等に関する規則をここに公布する。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第二十九号

地方事務所長事務委任等に関する規則

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条第一項の規定により知事の権限に属する事務の一部を地方事務所長に委任する事項及び地方事務所長の専決事項は、別に定があるものの外、この規則

の定めるところによる。

第二条 次に掲げる事項は、当該地方事務所長にこれを委任する。但し、民生課所管事項中第三十五号から第三十七号までについては、西部地方事務所長に限る。

### 総務課関係

- 一 所員の出張命令に関すること
- 二 所員の休暇、欠勤及び除服命令に関すること
- 三 町村長の臨時代理者選任に関すること(自法二四七)
- 四 臨時選挙管理委員会の委員の選任に関すること(自法二四八)
- 五 町村一部事務組合に関すること。但し、所轄区域外の郡にわたる場合を除く(自法二八四、二八六、二八八)
- 六 町村設置の際の町村長の職務を行う者の指定に関すること(自令一)
- 七 町村長、助役及び収入役の事務引継遅延の報告処理に関すること(自令一三一)

- 八 町村長、助役及び収入役の事務引継に關し理由なくこれを拒んだ者に対する措置に關すること(自令一三二)
- 九 町村議会の會議結果報告の處理に關すること(自法一一三)
- 十 各種町村条例報告の處理に關すること。但し次の事項を除く
  - 1 役場位置の設定又は変更の条例
  - 2 行政事務に關する条例
  - 3 罰則の定がある公共事務又は委任事務に關する条例
  - 4 法定議決以外の議決事項決定の条例
- 十一 町村の財務監督に關すること(自法二四六)
- 十二 地方財政法の指導に關すること
- 十三 町村監査委員の監査報告の處理及び監査要求に關すること(自法一九九)
- 十四 町村の予算及び決算報告の處理に關すること(自法二三八、二四二)

- 十五 国民貯蓄奨励に關すること
  - 十六 納税貯蓄組合法に基く届書の處理に關すること
  - 十七 行政書士の業務の立入検査に關すること(行書法一三)
  - 十八 町村長の管掌する指定統計調査の町村長への指揮監督に關すること(統法令八)
- 民生課關係
- 一 行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の取扱費又は救護費の制限外支出認可に關すること(行旅病人行旅死亡人及びその同伴者取扱手續五)
  - 二 行旅死亡人を火葬に附する許可に關すること(大正元年勅令三四)
  - 三 民生委員の定数に關すること(民委法四)
  - 四 身体障害者に対する諸施設の届出に關すること(身障法三八)
  - 五 公益質屋の限度外貸付金額及び制限外貸付利率の認可に關すること(公質法四、五)
  - 六 公益質屋の業務報告及び業務又は会計の検査に

- 七 公益質屋の業務開始、変更及び廃止の届出に關すること(公質則二、四)
- 八 消費生活協同組合外利用許可に關すること(消協法一一)
- 九 消費生活協同組合から業務又は財産の状況に關し報告を徴すること(消協法九三)
- 十 消費生活協同組合の業務又は会計状況の検査に關すること(同九四)
- 十一 児童福祉施設(助産施設、母子寮、保育所)の監督及び改善に關すること
- 十二 児童福祉法第二十三条による母子寮入退所措置に關すること
- 十三 児童措置費弁償金に關すること(兒法五六)
- 十四 福祉生に貸与した奨学金の返還徴收に關すること(福祉奨学金貸与規則一四)
- 十五 国民健康保険組合規約の制定、変更及び廃止の認可に關すること(国健法一一)

- 十六 国民健康保険組合の予算、予算の追加更正及び準備金の処分及び組合債の認可に關すること(同法二六、国健則七〇)
- 十七 国民健康保険の組合会成立せず議決すべき事項を議決せざる場合の指揮に關すること(同法三〇)
- 十八 国民健康保険組合の合併、分割及び解散の認可に關すること(同法三四)
- 十九 国民健康保険組合分割の場合承継する権利義務の限度の認可に關すること(同法三五)
- 二十 国民健康保険組合解散の場合精算人の選任、精算方法及び財産処分方法の認可に關すること(同法三六)
- 二十一 国民健康保険を行う社団法人の規定の制定、変更及び廃止の許可に關すること(同法三七の二)
- 二十二 国民健康保険を行う社団法人の予算、準備金、財産の処分及び借入金金の認可に關すること(同法三七の六)

- 二十三 国民健康保険を行う社団法人がその許可の取消、廃止の許可又は解散したときの收支の計算及び財産処分方法の認可に関すること(同法三七の七)
- 二十四 町村国民健康保険特別会計、予算、準備金及び財産処分等報告の処理に関すること(同法八の一七)
- 二十五 町村の国民健康保険事業報告及び決算報告の処理に関すること(国健則二一)
- 二十六 保険者の国民健康保険諸規定の制定及び改廃報告の処理に関すること(国健則二五、九四、一〇八)
- 二十七 国民健康保険組合会議員の選挙に関する異議申立の処理に関すること(国健則四七)
- 二十八 国民健康保険組合の合併及び分割の場合の事務引継報告の処理に関すること(国健則八六)
- 二十九 国民健康保険組合解散の場合の精算結果報告の処理に関すること(国健則八七)

- 三十 国民健康保険組合の事業報告及び決算の届出の処理に関すること(国健則九二)
- 三十一 国民健康保険組合理事長の就職、退職及び死亡報告の処理に関すること(国健則六八)
- 三十二 国民健康保険を行う社団法人の名称等変更届出の処理に関すること(国健則九九)
- 三十三 国民健康保険を行う社団法人が事業廃止の場合の收支計算及び財産処分の結了届出の処理に関すること(国健則一〇〇)
- 三十四 国民健康保険を行う社団法人の事業報告及び決算の届出の処理に関すること(国健則一〇八)
- 三十五 災害救助法第二十四条に基づく従事命令に関すること
- 三十六 災害救助法第二十五条に基づく協力命令に関すること
- 三十七 災害救助法第二十六条に基づく管理、使用及び保管の命令並びに収用に関すること

経済課関係

- 一 火薬十三キログラム以内、爆薬五キログラム以内及びこれらに使用する雷管二百箇以内並びに導火線四百メートル以内の譲受許可及び消費許可に関すること
- 二 火薬類の運搬証明の発給に関すること
- 三 火薬庫及び消費地における立入検査に関すること
- 四 火薬庫外の貯蔵所の確認に関すること
- 五 露店営業取締に関すること(露店営業取則)
- 六 農業協同組合(郡の区域に満たない区域を地区とする農業協同組合に限る。以下同じ。)の定款変更認可に関すること(農協法四四、同規六)
- 七 農業協同組合の設立、解散及び合併の認可に関すること。但し、信用事業を営む組合については特に知事の指示を受けること(農協法六〇、六四、六五、同規三)
- 八 農業協同組合法第九十四条第三項の農業協同組

- 合の検査並びにこれに伴う措置命令に関すること。但し、措置命令を発するときは特に知事に協議を求めること(農協法九四、九五)
- 九 農業倉庫業(郡の区域に満たない区域を地区とする農業協同組合の経営するものに限る。)の認可に関すること(農倉法六、同規一)
- 十 農業倉庫(郡の区域に満たない区域を地区とする農業協同組合の経営するものに限る。以下同じ。)の業務規程の変更改認可に関すること(農倉法一三)
- 十一 農業倉庫の検査に関すること(農倉法一五、一六)
- 十二 農業倉庫の事業停止及び認可取消処分に関すること(農倉法一七)
- 十三 農業協同組合の諸報告処理に関すること(農協法規四、五、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一八、一九)
- 十四 農業倉庫の諸届及び諸報告の処理に関すること

- (農倉法規八乃至一〇、同細一〇、一一)
- 十五 町村農業委員会代表者会議の招集に関する事  
(農委法三五)
- 十六 米飯提供業者登録に関する事(食管規三五の二、三)
- 十七 主要食糧輸送許可に関する事(食管規四七の一)
- 十八 農業共済組合の定款変更認可に関する事(農災補法四三)
- 十九 農業共済組合の業務又は財産の状況に関し報告を徴すること(同七八)
- 二十 農業共済組合の業務又は会計状況の検査に関する事(同七九)
- 二十一 農業共済組合の業務又は会計の違法に基く措置に関する事(同八〇の一)
- 二十二 農業共済組合共済掛金の強制徴収認可に関する事(同一〇八)
- 二十三 農業共済組合の事業報告書財産目録貸借対照表

- 等に關すること(農災補規八)
- 二十四 農業共済組合の理事、監事及び清算人の異動に關すること(同一〇)
- 二十五 犢生産検査実施に関する事(犢生産検査条例)
- 二十六 牛馬籍に関する事(牛馬籍条例)
- 二十七 有畜農家創設事業用家畜導入の認証に関する事(有畜農業創設要綱)
- 二十八 家畜商免許に関する事(家畜商法三)
- 二十九 蜜蜂飼育許可に関する事(蜜蜂飼育条例三、四、五、七、八の一)
- 三十 果管採種圃の指導監督及び諸報告に関する事(果採種要綱)
- 三十一 政府米委託とう、精の監督及び報告に関する事(精米委搦条)
- 三十二 種牲畜(中家畜)の種付報告に関する事(種畜検査)
- 三十三 牧野調査の報告に関する事(牧野法)
- 三十四 孵化計画及び成績報告に関する事(種禽検査)

- 三十五 船鑑札規則に関する事(船鑑札規則)
- 三十六 船鑑札交付手数料に関する事(鳥取県收入証紙規則)
- 三十七 漁業取締に関する事(漁業法七四)
- 三十八 水産資源保護に関する事(水産資源保護法三二)
- 三十九 漁船法(但し、動力漁船及び海面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号)第五条第一号乃至第三号に掲げる漁業に使用する漁船を除く。)に関する事(漁船法)
- 山林課關係
  - 一 保安林における制限許可に関する事(森林法三四の一、二)
  - 二 公有林、私有林及び造学校林のしゆん功、終了届の処理、出来形しゆん功検査並びに補助金の交付に関する事。但し、高等学校を除く。(林業施設補助規則六、七)
  - 三 木炭の検査に関する事(木炭検査条例四)

- 四 有害鳥駆除許可に関する事(狩獵法一一)
- 五 保護鳥飼養許可に関する事(狩獵法一二)
- 六 特用林及び自家用林の指定に関する事(森林法一七の一、二)
- 七 森林害虫駆除事業のしゆん功、終了届の処理、出来形検査及び補助金の交付に関する事(林業施設補助規則六、七)
- 八 立木の伐採届出の処理に関する事(森林法一五)
- 九 保安林標識設置及び出来形しゆん功検査に関する事(森林法三九)
- 十 狩獵登録に関する事(狩獵法四)
- 農地課關係
  - 一 未墾地(小開地)代地選定に関する事(農地法五九)
  - 二 開墾作業並びに小開地補助工事の指導、出来形検査及び補助金交付に関する事(認可に関する事項を除く)

- 三 開拓道路及び開拓建設工事の設計監督に關すること
- 四 土地改良事業(災害復旧を含む。)の实地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに事務指導に關すること(耕地整理及び土地改良奨励規程)
- 第三条 次に掲げる事項のうち鳥取市の区域に係るものについては東部地方事務所長に、米子市の区域に係るものについては西部地方事務所長にこれを委任する。但し、民生課所管事項中第一号から第三号までについては西部地方事務所長に限る。
- 総務課 關係
  - 一 行政書士の業務の立入検査に關すること(行書法一三)
- 民生課 關係
  - 一 災害救助法第二十四条に基く従事命令に關すること
  - 二 災害救助法第二十五条に基く協力命令に關すること

- 三 災害救助法第二十六条に基く管理、使用及び保管の命令並びに収用に關すること
- 四 身体障害者に対する諸施設の届出に關すること
- 五 民生委員の定数に關すること
- 六 公益質屋の限度外貸付金額及び制限外貸付利率の認可に關すること(公質法四、五)
- 七 公益質屋の業務報告及び業務又は会計の検査に關すること(公質法一七)
- 八 公益質屋の業務開始、変更及び廃止の届出に關すること(公質法二、四)
- 九 消費生活協同組合員外利用許可に關すること(消協法一一)
- 十 消費生活協同組合から業務又は財産の状況に關し報告を徴すること(消協法九三)
- 十一 消費生活協同組合の業務又は会計状況の検査に關すること(同九四)
- 十二 児童福祉措置費弁償金に關すること(兒福法五六の一、二)

- 十三 福祉生に貸与した奨学金の返還徴収に關すること(福祉生奨学金貸与規則一四)
- 十四 国民健康保険組合規約の制定、変更及び廃止の認可に關すること(国健法一一)
- 十五 国民健康保健組合の予算、予算の追加更正及び準備金の処分及び組合債の認可に關すること(同法二六、国健則七〇)
- 十六 国民健康保険組合の組合会成立せず議決すべき事項を議決せざる場合の指揮に關すること(同法三〇)
- 十七 国民健康保険組合の合併、分割及び解散の認可に關すること(同法三四)
- 十八 国民健康保険組合分割の場合承継する権利義務程度の認可に關すること(同法三五)
- 十九 国民健康保険組合解散の場合精算人の選任、精算方法及び財産処分方法の認可に關すること(同法)
- 二十 国民健康保険を行う社団法人の規定の制定、変

- 二十一 更及び廃止の許可に關すること(同法三七の二)
- 二十二 国民健康保険を行う社団法人の予算、準備金、財産の処分及び借入金金の認可に關すること(同法三七の六)
- 二十三 国民健康保険を行う社団法人がその許可の取消、廃止の許可又は解散したときの收支の計算及び財産処分方法の認可に關すること(同法三七の七)
- 二十四 市の国民健康保険事業報告及び決算報告の処理に關すること(国健則二一)
- 二十五 保険者の国民健康保険諸規程の制定及び改廃報告の処理に關すること(国健則二五、九四、一〇八)
- 二十六 国民健康保険組合会議員の選挙に關する異議申立の処理に關すること(国健則四七)

- 二十七 国民健康保険組合の合併及び分割の場合の事務引継報告の処理に關すること(国健則八六)
- 二十八 国民健康保険組合解散の場合の精算結果報告の処理に關すること(国健則八七)
- 二十九 国民健康保険組合の事業報告及び決算の届出の処理に關すること(国健則九二)
- 三十 国民健康保険組合理事長の就職、退職及び死亡報告の処理に關すること(国健則六八)
- 三十一 国民健康保険を行う社団法人の名称等変更届出の処理に關すること(国健則九九)
- 三十二 国民健康保険を行う社団法人が事業廃止の場合の收支計算及び財産処分を結了届出の処理に關すること(国健則一〇〇)
- 三十三 国民健康保険を行う社団法人の事業報告及び決算の届出の処理に關すること(国健則一〇八)
- 三十四 国民健康保険条例の制定、変更及び廃止の認可に關すること(国健法八の二三)

經濟課關係

- 一 火藥十三キログラム以内、爆藥五キログラム以内及びこれらに使用する雷管二百箇以内並びに導火線四百メートル以内の譲受許可並びに消費許可に關すること
- 二 火藥類の運搬証明書の發給に關すること
- 三 火藥庫及び消費地における立入検査に關すること
- 四 火藥庫外の貯藏所の確認に關すること
- 五 露店営業取締に關すること(露店営業規則)
- 六 米飯提供業者登録に關すること(食管規三五の二、三)
- 七 主要食精輸送許可に關すること(食管規四七の一)
- 八 農業共済組合の定款変更認可に關すること(農災補法四三)
- 九 農業共済組合の業務又は財産の状況に關し報告を徴すること(同七八)

- 十 農業共済組合の業務又は会計状況の検査に關すること(同七九)
- 十一 農業共済組合の業務又は会計の違法に基く措置に關すること(同八〇の一)
- 十二 農業共済組合共済掛金の強制徴收認可に關すること(同二〇八)
- 十三 農業共済組合の事業報告書財産目録貸借対照表等に關すること(農災補規八)
- 十四 農業共済組合の理事、監事及び清算人の異動に關すること(同二〇)
- 十五 農業協同組合の設立、解散並びに合併認可に關すること(農協法六〇、六四、六五、同規三)
- 十六 農業協同組合の定款変更認可に關すること(農協法四四、同規六)
- 十七 農業協同組合第九十四条第三項による農業協同組合の検査並びにこれに伴う措置命令に關すること(農協法九四、九五)
- 十八 農業倉庫業の認可に關すること(農倉法六、同

規一

- 十九 農業倉庫の業務規程の変更認可に關すること(農倉法一三)
- 二十 農業倉庫の検査に關すること(農倉法一五、一六)
- 二十一 農業倉庫の事業停止及び認可取消処分に関すること(農倉法一七)
- 二十二 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶(漁船を除く。)の積量測度に關すること(船鑑札規則三)
- 二十三 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶(漁船を除く。)に対する船鑑札交付に關すること(船鑑札規則四、一一)
- 二十四 船鑑札規則に關すること(船鑑札規則)
- 二十五 船鑑札交付手数料に關すること(鳥取県船鑑札交付手数料徴收規則)
- 二十六 漁業取締に關すること(漁業法七四)
- 二十七 水産資源保護に關すること(水産資源保護法三

二十八 漁船法(但し、動力漁船及び海面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号)第五条第一号乃至第三号に掲げる漁業に使用する漁船を除く。)に関する事(漁船法)

山林課関係

- 一 保安林における制限許可に関する事(森林法三四の一、二)
- 二 公有林、私有林及び学校造林のしゆん功、終了届の処理、出来形しゆん功検査並びに補助金の交付に関する事。但し、高等学校を除く。(林業施設補助規則六、七)
- 三 木炭の検査に関する事(木炭検査条例四)
- 四 有害鳥獣除許可に関する事(狩獵法一二)
- 五 保護鳥飼養許可に関する事(狩獵法一二)
- 六 特用林及び自家用林の指定に関する事(森林法一七の一、二)

七 森林害虫駆除事業のしゆん功、終了届の処理、出来形検査及び補助金の交付に関する事(林業施設補助規則六、七)

八 立木の伐採届出の処理に関する事(森林法一五)

九 保安林標識設置及び出来形しゆん功検査に関する事(森林法三九)

十 狩獵登録に関する事(狩獵法四)

農地課関係

- 一 未墾地(小開地)代地選定に関する事(農地法五九)
- 二 開墾作業並びに小開地補助工事の指導出来形検査及び補助金交付に関する事(認可に関する事項を除く。)
- 三 開拓道路及び開拓建設工事の設計監督に関する事
- 四 土地改良事業(災害復旧を含む。)の实地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに事務指導に関する事

五 市及び市公共団体等の土地改良事業(災害復旧を含む。)に対する補助金、交付金及び助成金の支払に関する事

第四条 次に掲げる事項は、地方事務所長の専決事項とする。

経済課関係

- 一 小売販売業者甲登録に関する事(食管規一九、二〇、二二、二三)
  - 二 小売販売業者丙登録に関する事(同三一、三二)
  - 三 米穀とう、精業者登録に関する事(同三四、三五)
- 山林課関係
- 一 狩獵免許に関する事(狩獵法四)
- 農地課関係
- 一 農地又は採草放牧地区の使用収益を目的とする権利の移動許可に関する事。但し、農地法第七十八条によつて農林大臣の管理する国有地及び農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採

草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするための権利の移動許可に関する事(農地法三)

二 農地等の買収令書の交付に関する事(農地法一)

一)

三 農地等売渡通知書の交付に関する事(同法三九)

四 開拓適地(十町歩未満)の選定に関する事(同法四八)

五 地方土地部会に関する事

六 農地法施行令第六条の価格の決定に関する事(農地法施行令六)

七 地方入植者選定部会に関する事

八 農林及び農地(土地改良事業、開拓事業及び災害復旧事業を含む。)に関する補助金、交付金、助成金等の交付に関する事(各種土地改良事業補助規程)

第五条 次に掲げる事項のうち鳥取市の区域に係るものについては東部地方事務所長の、米子市の区域に係るものについては西部地方事務所長の専決事項とする。

経済課関係

- 一 小売販売業者甲登録に関すること(食管規一九、二〇、二二、二三)
  - 二 小売販売業者丙登録に関すること(同三一、三二)
  - 三 米穀とう、精業者登録に関すること(同三四、三五)
- 山林課関係
- 一 狩獵免許に関すること(狩獵法四)
- 農地課関係
- 一 開拓適地(十町歩未満)の選定に関すること(農地法四八)
  - 二 地方土地部会に関すること
  - 三 農地法施行令第六条の価格の決定に関すること(農地法令六)
  - 四 地方入植者選定部会に関すること
  - 五 農林及び農地(土地改良事業、開拓事業及び災害復旧事業を含む。)に関する補助金、交付金、助成金等の交付に関すること(各種土地改良事業補助規程)

第六条 地方事務所長は、委任を受けた事項及び専決事項を処理した事件で特に参考となるものは、そのつ度知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行する。
- 2 岩美及び西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項(昭和二十六年十月鳥取県規則第六十六号)及び地方事務所専決事務規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令第十七号)は、廃止する。

訓 令

鳥取県訓令第二十九号

地方事務所

鳥取県地方事務所処務規程を次のように定める。

昭和二十八年五月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県地方事務所処務規程

(この規程の目的)

第一条 この規程は、鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)に定めるものを除く外、地方事務所の組織、権限及び処務について定め、もつて管内行政の実効を挙げることを目的とする。

(組織)

第二条 地方事務所に次の職員を置く。

- 所 長
- 次 長
- 主 事
- 技 師
- その他の職員

(権限)

第三条 地方事務所長(以下「所長」という。)は、この規程に定めるものの外知事の委任又は指揮により、その所管区域内の事務を管理し及びこれを執行する。但し、その所管区域外の事務について知事が特に委任又は指揮するときは、これを管理し及び執行することができる。

第四条 所長は、国の機関としての市町村長の権限に属する国の事務の管理若しくは執行が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四百四十六条第十二項の規定による措置を必要と認める場合は、知事に対し必要な措置を申請することができる。

第五条 所長は、地方自治法第五十六条第五項の規定による食糧事務所、その他の国の地方行政機関の長への必要な指揮を知事に対し申請することができる。

第六条 所長は、その所管区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、所長は公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実施について事務を視察することができる。

3 所長は、その所管区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を知事に申請することができる。

(職員の仕事)



第七条 職員(次長、課長及び係長を除く。以下本条において同じ。)の所属は所長が命ずる。

2 職員は、上司の指揮を受けて事務に従事する。

3 職員の事務分担は、課長が係長の意見を徴してこれを定め、そのついで上司に報告しなければならない。

(事務分掌)

第八条 地方事務所各係の分掌事項の基準は、次のとおりとする。

総務課関係

庶務係

- 一 公印の管守に関する事
- 二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関する事
- 三 事務所管理に関する事
- 四 職員の身分及び服務に関する事
- 五 地方機関の連絡調整に関する事
- 六 所内総合調整に関する事
- 七 所内他課の所管に属さない事務に関する事

会計係

- 一 予算の経理に関する事
- 二 現金、有価証券、物品の出納保管に関する事
- 三 物品の購入、貸借及び修繕並びに処分に関する事

地方係

- 一 町村その他公共団体の行財政の総合指導及び監督に関する事
- 二 各種選挙に関する事
- 三 外国人登録に関する事
- 四 消防に関する事
- 五 国民貯蓄奨励に関する事
- 六 行政書士に関する事
- 七 広報宣傳に関する事
- 八 各種統計に関する事

民生課関係

社会係

- 一 課内の連絡調整並びに庶務に関する事
- 二 民生委員に関する事
- 三 戦傷病者更生援護に関する事

四 社会統計に関する事

五 社会福祉施設に関する事

福祉係

- 一 生活保護、児童福祉及び身体障害者福祉に関する事
- 二 被保護者の更生指導に関する事
- 三 要保護児童の指導に関する事
- 四 行旅病人、行旅死亡人の取扱に関する事
- 五 浮浪者保護の取扱に関する事
- 六 社会福祉事業に関する事
- 七 更生資金に関する事
- 八 救済援護に必要な物資に関する事
- 九 災害救助に関する事
- 十 同和事業に関する事
- 十一 消費生活協同組合及び公益質屋に関する事
- 十二 母子福祉に関する事
- 十三 復員及び引揚援護に関する事

九 社会福祉法人及び社会事業互助団体の指導に関する事

経済係

- 十 青少年の保護育成に関する事
- 十一 戦没者遺族援護に関する事
- 十二 国民健康保険に関する事
- 十三 その他社会福祉に関する事
- 一 課内の連絡調整並びに庶務に関する事
- 二 観光貿易に関する事
- 三 物資の配給、物価の統制に関する事
- 四 中小企業振興対策に関する事
- 五 中小企業等協同組合その他商工団体の指導に関する事
- 六 火薬類に関する事
- 七 農業協同組合の指導監督に関する事
- 八 農業倉庫に関する事
- 九 漁業協同組合及び水産加工協同組合の指導に関する事

- 十 船鑑札に関する事
- 十一 水産業の改良普及に関する事
- 農務係
  - 一 農産物の集荷供出に関する事
  - 二 農業委員会に関する事
  - 三 主要食糧の需給調整に関する事
  - 四 主要食糧の総合配給に関する事
  - 五 主要食糧の賃加工業に関する事
  - 六 農山漁村副業及び農村工業に関する事
  - 七 農業振興計画に関する事
  - 八 主要農作物に関する事
  - 九 園芸及び特用作物に関する事
  - 十 農業共済組合の指導監督に関する事
- 畜産係
  - 一 家畜改良増殖指導に関する事
  - 二 し、畜生産検査に関する事
  - 三 その他畜産振興に関する事

山林課関係

- 林政係
  - 一 課内の連絡調整並びに庶務に関する事
  - 二 未墾地の買収調整に関する事
  - 三 林業金融に関する事
  - 四 森林計画に関する事
  - 五 林野の経営指導に関する事
  - 六 林業税制に関する事
  - 七 林業団体の指導に関する事
  - 八 獵政に関する事
- 林業係
  - 一 木材、薪炭の生産に関する事
  - 二 木炭の検査に関する事
  - 三 特殊林産物の生産に関する事
  - 四 林業技術普及に関する事
  - 五 森林火災保険に関する事
  - 六 林野の火入に関する事
  - 七 森林害虫防除に関する事

- 八 造林に関する事
- 九 造林臨時措置法に関する事
- 十 果有林及び分收造林に関する事
- 十一 林業種苗に関する事
- 施設係
  - 一 林産物搬出施設に関する事
  - 二 林野の保護取締に関する事
  - 三 治山施設に関する事
  - 四 保安林及び保安施設地区に関する事
- 農地課関係
  - 農地開拓係
    - 一 課内の連絡調整並びに庶務に関する事
    - 二 農地制度の改革推進に関する事
    - 三 農地等の交換分合指導に関する事
    - 四 農地等調整に関する事
    - 五 開墾及び入植に関する事
    - 六 開拓地における諸施設に関する事
    - 七 開拓地の営農指導に関する事

土地改良係

- 一 土地改良に関する事
- 二 耕地整理に関する事
- 三 河水統制及び農業水利調査に関する事
- 四 農地関係資材及び資金に関する事
- 五 土地改良区に関する事
- 六 その他農業土木に関する事
- 災害復旧係
  - 一 耕地の災害復旧に関する事

渉外課関係

- 管理係
  - 一 課内の連絡調整並びに庶務に関する事
  - 二 駐留軍との一般渉外事務に関する事
  - 三 特別調達資金前渡金の支出に関する事
  - 四 ほん、訳及び通訳に関する事
  - 五 行政協定第十八条に基く損害補償の調査並びに周知徹底に関する事
  - 六 駐留軍に対する労務者の提供に関する事

- 七 駐留軍労務者の労働組合との折衝に関する事
- 八 駐留軍労務者の福利厚生に関する事
- 九 駐留軍労務者の失業対策に関する事
- 十 駐留軍労務者の身体検査に関する事
- 十一 その他駐留軍労務者の労務、管理に関する事

給 与 係

- 一 駐留軍労務者の給与に関する事
- 二 駐留軍労務者の解雇退職手当に関する事
- 三 駐留軍労務者の給与格付に関する事
- 四 その他駐留軍労務者の諸給与に関する事

(事務の代決)

- 第九条 所長及び次長がともに事故があるときは、あらかじめ所長が指定した課長がその事務を代決する。
- 2 前項の規定により代決した事項は、遅滞なく後関を受けなければならない。但し、定例又は軽易なものについてはこの限りでない。

(事務処理)

第十条 事務の処理については、鳥取県文書事務処理規

程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号)を準用する。

(事務引継)

第十一条 所長が転職、免職又は退職の場合は、すみやかに書類、帳簿及びその他重要事項につき引継書を作成して、後任者又は知事の指定した吏員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を完了したときは、連署をもつてその状況を知事に報告しなければならない。

(服務)

第十二条 所長は、県外に旅行又は出張しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。但し、上司の命による場合はこの限りでない。

第十三条 この規程に定めるものの外事務の処理について必要な事項は、所長において、別に規程を定め知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときはまた同様とする。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県地方事務所処務規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十六号)は、廃止する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町